尼南保13360号

令和2年10月6日

介護老人保健施設　各位

尼崎市南部保健福祉センター

南部保健福祉管理課長

　　　　介護老人保健施設入所者の他科受診について（通知）

　平素は生活保護行政にご協力いただき誠にありがとうございます。介護老人保健施設入所中の被保護者（以下「施設入所者」と記します。）の病院及び診療所など保険医療機関（以下「病院等」と記します。）への他科受診につきまして保険請求できない診療料（以下「算定不可診療料」と記します。）も請求されている事例がありました。加えて、病院等から交付された処方せんを基に保険請求できない医薬品等の調剤が行われている事例もありましたので再度取扱いについてご確認いただきますようお願いいたします。

１　施設入所者の他科受診について

　施設入所者の病状からみて当該介護老人保健施設において自ら必要な医療を提供することが困難であると認めたときは、病院等の医師に対診を求めるなど診療について適切な措置を講じなければならないとされています。ただし、不必要に施設入所者のために往診を求め、又は施設入所者を病院等に通院させてはならないとされています。そのため、必ず貴施設に配置されています常勤医師の判断に基づき必要な他科受診を案内してください。

２　病院等へ情報提供の徹底

　　施設入所者を病院等へ通院させる場合には、介護保険被保険者証を携えさせ、必ず病院等に当該被保険者証を提示するよう施設入所者又は付き添いの家族等に対して、案内をお願いいたします。また、病院等に対して施設入所者の診療状況に関する情報の提供を行ってください。情報提供の書式については、「介護老人保健施設入所者に係る往診及び通院（対診）について」（平成12年3月31日老企第59号厚生労働省保健福祉局課長通知、平成20年8月4日老老発第0804001号で一部改正、平成21年3月13日老老発第0313004号で一部改正）で示されています。

３　病院等での保険請求不可診療について

　　介護老人保健施設には常勤医師が配置されていますので、比較的病状が安定している者に対する療養については、常勤医師が対応できるとされていることから、施設入所者が、往診又は通院により医療機関で受ける医療に係る診療料については、施設入所者以外の患者に対する算定方法とは別の算定方法が設けられています。

　　令和2年保医発0305第１号の別添１「医科診療報酬点数表に関する事項」の第３章「介護老人保健施設入所者に係る診療料」で施設入所者の診療のうち診療料が算定できるもの、できないものについて規定されています。そのため、他科受診を行う場合には算定不可診療料の取り扱いについても情報提供時に病院等と調整を行うようお願いいたします。

４　施設入所者の入院について

　　施設入所者が病院等に入院した場合、貴施設での入所を継続しているときには、病院等において令和2年保医発0305第１号の別添１「医科診療報酬点数表に関する事項」の第３章「介護老人保健施設入所者に係る診療料」に基づき診療料が算定できるもの、できないものがあります。そのため、入院先の病院等とも連絡調整をお願いいたします。

５　処方せんの取り扱いについて

　　施設入所者に対しては、別に厚生労働大臣が定める場合を除き、保険薬局における薬剤又は治療材料の支給を目的とする処方せんを交付してはならないとされています。そのため、施設入所者が他科受診を行う際には、投薬が必要な施設入所者については介護老人保健施設の常勤医師に対して情報提供を行うよう他科受診先へ依頼するとともに、施設入所者及び病院等への同行者に別に厚生労働大臣が定める場合を除き、保険薬局で調剤を受けないよう案内をお願いします。

以　上